

鹿追町のマスク着用の考え方



国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において「マスク着用の考え方の見直し」が示され、3月13日から適用されることとなりました。これまでの屋外は原則不要、屋内は原則着用から、マスク着用は「個人の判断」が基本となります。本町公共施設の対応については、5月7日までは下記のとおりとなります。町民の皆様におかれましても、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

①国保病院

- ・患者・従事者ともに原則着用します。
- ・2歳未満のお子様は保護者の方の判断にお任せします。

②小・中学校、高等学校

児童・生徒・教職員は年度内(3月31日まで)は屋外は原則不要、屋内は原則着用を推奨します。
※4月1日以降は文部科学省より指針が示される予定です。

③認定こども園

- ・園児は屋内・屋外ともに不要です。
- ・保護者は屋外は不要、屋内は着用にご協力をお願いします。
- ・職員は屋外は原則不要、屋内は原則着用しますが、場面に応じはせずもあります。

④役場等公共施設

- ・来庁される方は個人の判断となりますが、一部施設においては、着用のご協力をお願いする場合があります。
- ・職員は窓口など来庁者対応時は着用、事務スペースでの着用は個人の判断とします。
- ・狭い空間での会議等の際は着用します。

⑤公民館、集会所

人数が多く、隣との距離が取れない場合は着用をお願いします。定期的に換気を行って下さい。

※今後の感染状況により変更になる場合があります。

鹿追町新型コロナウイルス対策本部

総務課(0156-66-2311) 保健福祉課(0156-66-1311)